

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、建築の現場管理業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃にC団地集会所便所改修工事（以下「本件工事」という。）の担当となったが、工事の発注者からの無理な指示や突然の変更依頼、違法行為の強要などがあり、不眠等の症状が出始めたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「右低音難聴、両慢性副鼻腔炎、両耳管狭窄」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、E医院に転医し、「自律神経失調症、メニエル症候群、胃炎等」と診断され、以後、F病院、G病院、H病院にも受診し、通院による療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、I診療所に受診し、「身体表現性障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F45 身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的意見等に照らし、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受け

られない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) まず、請求人は、Jが、違法行為を強要した旨主張しており、この主張を出来事として認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「業務に関連し、違法行為を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。

この点、本件の一件記録を精査するも、Jの行為が、いかなる法令や規則等に反するかは不明確であると言わざるを得ない。また、請求人が、本件公開審理において、平成〇年〇月に、Jの違法行為を警察に告発したが、当該告発に対する判断は保留とされ、Jは起訴されていない旨述べていることから、当審査会としては、Jが、本件工事に関し、違法行為を強要したとまでは認めることができず、したがって、上記主張は、業務による出来事として評価の対象とすることはできないものと判断する。

(イ) 次に、請求人は、本件工事において、Jから、頻繁に壁仕上げ材等の資材や設計図などに関する変更指示（以下「業務変更指示」という。）を繰り返し受け、その対応に苦勞した旨主張しており、この主張を、出来事として認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「顧客や取引先から無理な注文を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。

この点、K社長は、本件工事に関して、Jが請求人に対して業務変更指示の電話を続けて架けてきたことは承知しており、請求人がその対応に当たっていた旨述べていることから、請求人は、業務に関連して、取引先から度重なる業務変更指示を受け、その対応に当たり苦勞していたものと認められる。しかしながら、K社長は、業務変更指示による下請会社等とのトラブルは生じておらず、会社に損失が出たことはなく、請求人の責任が問題になったこともない旨述べている。Lも、業務変更指示により下請会社等に不利益が生じたことはなかった旨述べている。これら申述を含め総合的に考慮すると、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(ウ) 以上のとおり、評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価が「中」の出来事が1つであり、全体評価も「中」であって、「強」には至らないものと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。